

(裏面)

未登記家屋所有者変更届出書の添付書類

【相続】

- (1) 次の何れか1点が必要になります。(原本確認)
 - ・遺産分割協議書と住民票(住所地が野沢温泉村外の場合)
 - ・遺言証書(公正証書によるものか家庭裁判所の検証を受けたもの)と住民票(住所地が野沢温泉村外の場合)

- (2) (1)がない場合は、次のもの3点が必用になります。
 - ・死亡記載のある戸籍又は住民票
 - ・相続関係のわかる戸籍又は住民票
 - ・相続人の印鑑証明書(発行から3か月以内のもの)

※相続人が一人であるとわかる戸籍の添付がある場合は、印鑑証明書を省略できます。
※戸籍については、法務局で発行している「法定相続情報一覧図」で代用できます。

【売買】

- (1) 売買契約書又は売渡し証書(原本確認)
- (2) (1)がない場合は、旧所有者の印鑑証明書(発行から3か月以内のもの)
- (3) 新所有者の住民票(住所地が野沢温泉村外の場合)
- (4) 新所有者の法人の登記簿謄本(法人の場合)

【贈与】

- (1) 贈与をする申述書(贈与証明書)(原本確認)
- (2) (1)がない場合は、旧所有者の印鑑証明書(発行から3か月以内のもの)
- (3) 新所有者の住民票(住所地が野沢温泉村外の場合)
- (4) 新所有者の法人の登記簿(法人の場合)

【その他】

- (1) 変更事由を証するもの
- (2) (1)がない場合は、旧所有者の印鑑証明書(発行から3か月以内のもの)
- (3) 新所有者の住民票(住所地が野沢温泉村外の場合)
- (4) 新所有者の法人の登記簿(法人の場合)

※ 印鑑証明書等の原本還付を請求する場合は、表面の「口原本還付」にレ点を付けてください。
また、郵送で提出する場合は、返送用の封筒(切手貼付)を同封してください。

不動産取得税(県税)について

不動産取得税は不動産(土地・家屋)を取得した場合に、所得した個人又は法人に納めていただく県税です。
未登記の家屋も対象となりますので、ご注意ください。(相続や法人の合併による取得税は非課税)
不動産取得税に関するお問い合わせは、長野県総合県税事務所になります。(電話(直通)026-234-9565)